

審議会等の会議結果報告書

【担当課】 総務課

会議の名称	茅野市情報公開・個人情報保護審査会		
開催日時	令和4年7月5日（火） 午後1時30分～2時50分		
開催場所	茅野市役所 701会議室		
出席者	<p>【審査会】牛山浩一委員（会長）、田村満理委員（職務代理者）、守屋正光委員、早出由男委員、飯田洋市委員</p> <p>【事務局】有賀総務部長、田中総務課長、原田総務課行政係長、宮坂総務課行政係主査、原税務課収税係長、柳沢税務課収税係主事、笹岡幼児教育課幼児教育係長、熊谷学校教育課学務係長、上田学校教育課学務係主査</p>		
欠席者	なし		
公開・非公開の別	公開 ・ 一部非公開 ・ 非公開	傍聴者の数	1人
議題及び会議結果			
発言者	協議内容・発言内容（概要）		
田中総務課長	<p>1 開会</p> <p>お足元の悪いところご出席いただきましてありがとうございます。定刻より早いですけれども、おそろいということで始めさせていただきたいと思っております。本日はご出席、大変ありがとうございます。私、本日の会議の進行をさせていただきます総務課長の田中ひろみと申します。よろしくお願いいたします。それでは、ただいまから、茅野市情報公開・個人情報保護審査会を開会いたします。</p>		
今井市長	<p>2 委嘱書交付</p> <p>今井市長から飯田委員に委嘱書が交付される。</p> <p>3 市長挨拶</p> <p>委員の皆様には大変お忙しいところ情報公開・個人情報保護審査会にご出席をいただきましてありがとうございます。お忙しい中ですが、それぞれの立場からご意見、ご提言を頂ければと思います。</p> <p>茅野市には、茅野市情報公開条例、また、茅野市個人情報保護条例がございます。情報公開条例は、市の保有する情報を広く市民の皆様に公開し、権利を保障することにより、市の説明責任を果たすとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市政への市民参加を一層促進し、もって公正で開かれた市政の推進に寄与することを目的としております。</p> <p>一方、個人情報保護条例は、個人情報の適正な取扱いをしていくことによって、市民の基本的な人権の擁護と市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与することを目的としております。</p> <p>市におきましては、情報管理にしっかりと取り組んでいるところでございますけれども、さらに強固なものにするために委員の皆様にはそれぞれのお立場から、お力添えをお願い申し上げます。本日はよろしくお願いいたします。</p> <p>4 委員・事務局自己紹介</p> <p>委員及び事務局職員が自己紹介をする。</p> <p>～市長所用により退席～</p>		

牛山会長	<p>それでは、ここからは、会則に従い私が議事を進めさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。</p>
<p>5 案件</p>	
牛山会長	<p>(1) 審議会等の会議の公開について 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（原田）	<p>【資料2】について説明（以下、抜粋） 案件（2）、非公開の条件に当てはまりません。 案件（3）、茅野市情報公開条例第6条第2号（個人に関する情報）及び第3号（法人等の情報）に該当するため、例年非公開で実施しています。 案件（4）、非公開の条件に当てはまりません。</p>
牛山会長	<p>ただいまの説明について、質問や意見がありましたらお願いします。</p> <p>（意見なし。）</p>
牛山会長	<p>それでは、本日の会議は、案件(3)は、審議の中で個人情報が出てくることから非公開とし、それ以外の案件は公開するというところでよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なし。）</p>
牛山会長	<p>それでは、案件(3)は非公開、それ以外の案件は公開ということで進めていきたいと思えます。</p> <p>次に、案件(2)外部機関とのネットワーク接続及び個人情報の収集事案について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>この事案については、実際に事務を行っている担当課から説明を行わせていただきますので、担当課が入室するまで、しばらくお待ちください。</p> <p>～税務課 入室～</p>
事務局（宮坂）	<p>【資料3】について説明（以下、抜粋） 個人情報保護条例第14条は、個人情報の保護を図るため、茅野市の電子計算機（コンピュータ）と市の機関以外のものの電子計算機との通信回線による結合を原則として禁止したものです。この例外として、同条第2号に、実施機関が審査会の意見を聴いて必要があると認めたときを規定しています。</p> <p>本日は、この基準に基づき、税務課、幼児教育課、学校教育課からそれぞれの事務について説明させていただきます。</p> <p>茅野市個人情報保護条例第6条第3項で、個人情報を収集するときは、収集の目的を明らかにして、本人から直接収集しなければならないと規定しています。この例外として、同項第6号に「審査会の意見を聴いて必要があると認めたととき。」の規定がありあす。</p> <p>本日は、学校教育課の案件で、ご意見をお伺いさせていただきます。</p>

牛山会長	<p>ただいまの説明に対しまして、質問やご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(意見なし。)</p> <p>それでは、税務課から「市税滞納者に係る預貯金情報の照会事務について」説明をお願いします。</p>
原税務課収税係長	【資料4】について説明 略
柳沢税務課収税係 主事	【資料4裏面の図】について説明 略
牛山会長	ただいまの説明に対しまして、質問やご意見がありましたらお願いいたします。
飯田委員	セキュリティー、ネットワークの状況については、問題ないことを理解し、効率性も上がることも分かりました。このネットワークを使わなかった場合の手順はどうなっているか、また日数が短縮できるということですが、大体どのくらい短縮されるのか、参考までにわかる範囲で教えていただければと思います。
原税務課収税係長	これまで、紙文書でやりとりしていますが、通常だと1ヶ月以上最大で2ヶ月ぐらいはかかっていました。それが、遅くも5日間、月曜日に出して金曜日に届くような、早ければ翌日に届くくらいの日数で照会が行えています。全ての銀行が網羅されているわけではなく、徐々に増えつつありますので、今後、増々利便性は向上すると思います。
牛山会長	<p>その他、質問やご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(意見なし。)</p> <p>それでは、ただいま税務課から説明がありました「市税滞納者に係る預貯金情報の照会事務」につきまして、報告を受けたということによろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし。)</p>
牛山会長	次に、幼児教育課から茅野市保育業務支援 ICT システムの導入について説明を行わせていただきますので、担当課が入室するまで、しばらくお待ちください。
	～幼児教育課 入室 税務課 退室～
笹岡幼児教育課幼 児教育係長	【資料5】について説明 略
牛山会長	ただいまの説明に対しまして、質問やご意見がありましたらお願いいたします。
田村委員	ある保護者から、欠席連絡とかアンケート調査とかとても便利になって、楽になった意見を伺いました。そこで、健康管理についてですが、今プールの時期になります。プールに入る時に、体温計測しますが、その対応も、紙で連絡し、なおかつ、自分のスマホからも、入

力する2重管理になっています。2つ入力する理由が何かあるのか、そういう利点があるのかお伺いします。

笹岡幼児教育課
幼児教育係長

こちら3月に導入をさせていただき、動き始めたのが4月からになります。現時点で、試行段階のため、ペーパーと、電子入力になっています。8月からは、完全にシステムに移行できるよう準備を進めていますので、それまでの間は2重管理をお願いしています。

牛山会長

その他に、質問やご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし。)

それでは、ただいま幼児教育課から説明がありました「茅野市保育業務支援 ICT システムの導入」につきましては、報告を受けたということによろしいでしょうか。

(異議なし。)

牛山会長

次に、学校教育課から校務用及び学習用クラウドサービスの導入について説明を行わせていただきますので、担当課が入室するまで、しばらくお待ちください。

～学校教育課 入室 幼児教育課 退室～

上田学校教育課学
務係主査

【資料6】について説明 略

牛山会長

ただいまの説明に対しまして、質問やご意見がありましたらお願いいたします。

守屋委員

健康観察アプリについてお願いします。各家庭、100%接続しているのでしょうか。

上田学校教育課学
務係主査

アプリで対応できない方には、従来の紙ベースで、収集を行っております。必ずしも100というわけではなく、実情に応じて柔軟に対応させていただきます。

飯田委員

クラウド上でサービスを使うことは、非常にセキュリティ的にも配慮されていて、十分だと思います。しかしながら、ダウンロードできるような、データ等を取り扱う場合、ダウンロードしてファイル化したデータは、いつまで保管しておくとか、そのあたりは決められているのでしょうか。例えば、当該年度末には削除するとか、卒業時に削除するとか、何かそのようなルールは決められていたら、差し支えない範囲で教えていただければと思います。

上田学校教育課学
務係主査

全くダウンロードしてなくてクラウド上だけでやっているというのもあると思います。機能としては、CSVで吐き出せるようになっています。保存期限等については、現状では定められていません。

牛山会長

今後、期限を定めることなどは考えられますか。

田中総務課長

校務システムは分かりませんが、全ての業務で期日・期限を定めて一覧で作成し、保管すべきとなっています。何年か前まで厳しくやっていますが、最近の実情は分かりかねますが、情報資産一覧表というものを作成し、廃棄までの規定を定めています。

その他、質問やご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし。)

それでは、ただいま学校教育課から説明がありました「校務用及び学習用クラウドサービスの導入」につきましては、報告を受けたということによろしいでしょうか。

(異議なし。)

～学校教育課 退室～

牛山会長

次に、案件の(3)令和3年度情報公開制度及び個人情報制度の運用状況について事務局から報告をお願いします。この案件は、非公開となります。

【案件(3)は茅野市情報公開条例第6条第2号(個人に関する情報)及び第3号(法人等の情報)に該当するため、非公開】

牛山会長

非公開となる案件が終了しました。関係者以外は入室をお願いいたします。
次に、案件の(4)個人情報保護制度の見直しについて事務局から説明をお願いします。

牛山会長

では、案件(4)平成30年度に実施した外部機関とのネットワーク結合事案について、事務局から説明をお願いします。

事務局(宮坂)

【資料8】について説明 略

牛山会長

ありがとうございました。
ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見はありますか。

飯田委員

地方公共団体の情報公開条例で定められている不開示情報は、必ずしも、情報公開法と同じ内容となっていないと説明がありました。この情報公開法というのはどういうものか、ご説明いただけますか。

原田行政係長

来年の4月から施行される個人情報保護法は、当然に市町村も縛られるわけですが、国では、行政機関情報公開法という法律がありまして、行政機関が保有する情報の公開に関して定めた法律になります。当然国の方では、国の情報公開法と、個人情報保護法で、不開示とする情報について整合をとった形で法律を制定しています。しかしながら、国の個人情報保護法で開示としますと言ったものと、市で定める情報公開条例で不開示とすると示した内容に整合がとれていないことがありますので、そういった整合がとれていない場合は、新たに作る個人情報保護条例の方で「開示」とする情報を追加することができますという内容が論点になっています。まずは、国の情報公開法と茅野市の情報公開条例で定め不開示情報に差異があるかどうかチェックをすることになります。差異があった場合には、それを新たに制定する個人情報保護条例の中で不開示情報として、含めていくかどうか検討していくことになります。

その他、ご質問・ご意見はありますか。

(意見なし)

事務局 (両角)

それでは、案件の(4)「個人情報保護制度の見直しについて」につきましては、報告を受けたということによろしいでしょうか。

(異議なし。)

牛山会長

次に、案件(5)その他でございますが、何かありますか。

(意見なし)

牛山会長

それでは予定していた案件は全て終了しましたので、以上で本日の審査会を閉会させていただきます。ご協力ありがとうございました。